

国立大学法人群馬大学契約事務取扱規程

平成16年4月1日制定
平成17年4月1日改正
平成20年3月1日改正
平成21年1月1日改正
平成21年4月1日改正
平成21年8月1日改正
平成23年4月1日改正
平成25年4月1日改正
平成26年4月1日改正

目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 競争参加者（第5条－第8条）
- 第3章 指名競争契約及び随意契約の適用基準（第9条－第14条）
- 第4章 契約審査委員会（第15条）
- 第5章 予定価格及び見積書（第16条－第18条）
- 第6章 契約の手続（第19条－第33条）
- 第7章 契約の締結（第34条－第42条）
- 第8章 監督及び検査（第43条－第49条）
- 第9章 契約の変更等（第50条－第55条）
- 第10章 代価の収納、支払等（第56条－第58条）
- 第11章 契約の公表（第59条－第62条）
- 第12章 雜則（第63条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、国立大学法人群馬大学会計規則（平成16年4月1日制定。以下「会計規則」という。）及び国立大学法人群馬大学会計事務取扱規程（平成16年4月1日制定。以下「会計事務取扱規程」という。）第53条の規定に基づき、国立大学法人群馬大学（以下「本学」という。）が締結する売買、貸借、請負その他の契約に関する事務の取扱いについて必要な事項を定め、もって、契約事務の適正かつ効率的な実施を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 本学における契約事務の取扱いについては、別に定めがある場合を除き、この規程の定めるところによる。

2 本学における契約の一般的約定事項については、文部科学省発注工事請負等契約規則（平成13年文部科学省訓令第22号）に規定する工事請負契約基準、製造請負契約基準及び物品供給契約基準に準ずる。ただし、工事請負契約基準第32第2項、製造請負契約基準第21第2項及び物品供給契約基準第6第2項は除く。

（会計機関に関する規定の準用）

第3条 この規程において、会計機関について規定した条項は、会計機関の事務を行う者について準用する。

（定 義）

第4条 この規程において「学部等」、「学部長等」、「事務部」及び「事務部の長」とは、会計事務取扱規程第3条に定めるところによる。

2 この規程において「契約担当役等」とは、契約担当役及び分任契約担当役並びにこれらの代理及び代行機関をいう。
3 契約事務に必要な書面の様式は、別表第1のとおりとする。

第2章 競争参加者

（競争に参加させることができない者）

第5条 契約担当役等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計規則第49条第1項に規定する競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

（一般競争に参加させることができる者）

第6条 契約担当役等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を結ぶこと、又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかったとき。
- (6) この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できることとされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用

したとき。

- 2 契約担当役等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を競争に参加させないことができる。

(一般競争参加者の資格及び等級の格付け)

第7条 契約担当役等は一般競争に加わろうとする者の資格について、物品の製造・販売等の競争参加に係るものについては、「競争参加者の資格に関する公示」（平成16年1月7日官報公示）により各省各庁の全調達機関において有効な統一資格（以下「統一資格」という。）を得た者を、建設工事の競争参加に係るものについては、文部科学省における「競争参加者の資格に関する公示」（平成13年1月10日）により一般競争参加者の資格を得た者を、それぞれ本学における一般競争参加者の資格を有する者として認めるものとする。

- 2 契約担当役等は、前項で規定する以外の者で一般競争入札に参加しようとする者から一般競争参加者の資格の審査について申請を受けたときは、統一資格及び文部科学省が定める審査に関する取扱いに準じて審査し、資格を与えるものとする。
- 3 前2項の一般競争参加者の資格（契約の種類、競争に参加できる予定価格の範囲等による等級の格付け）により、一般競争を実施する場合において、その等級の資格を有する者の競争参加が僅少であると認められるときは、当該資格の等級の1級上位若しくは2級上位又は1級下位若しくは2級下位の資格の等級に格付けされた業者を当該一般競争に加えることができるものとする。
- 4 指名競争の競争参加者の資格については、前3項を準用するものとする。

(指名基準)

第8条 契約担当役等は、前条の競争参加者の資格を有する者のうちから、競争に参加させる者を指名しようとするときは、次の各号に掲げる基準によるものとする。

- (1) 契約の種類により、その適正な履行を図るため、資材の搬入、物件の納入場所等を考慮する必要があるときは、工事等の施行場所、物件の納入場所等を考慮して、契約上有利と認められる者を指名することができる。
- (2) 特殊な工事、製造等の契約について、その工事、製造等と同一の工事、製造等を他に施行した実績がある者に行わせる必要があるときは、当該実績を有する者を指名することができる。
- (3) 工事、製造等の請負契約の性質上、特殊な技術、機械等を必要とする工事等を実施するときは、当該技術、機械等を有する者を指名することができる。
- (4) 不誠実な行為その他信用度の低下の有無を考慮する必要があるとき。
- (5) 契約の性質又は目的により指名競争に付することが有利と認められるとき。

第3章 指名競争契約及び随意契約の適用基準

(会計規則第50条第1項第2号の規定に基づく指名競争契約の基準)

第9条 会計規則第50条第1項第2号に規定する一般競争に付することが不利と認められ

るときは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 関係業者が通謀して一般競争の公正な執行を妨げることとなるおそれがあるとき。
 - (2) 特殊な構造の建築物等の工事若しくは製造又は特殊な品質の物件等の買入れであつて、検査が著しく困難であるとき。
 - (3) 契約上の義務違反があった場合に、本学の事業に著しく支障をきたすおそれがあるとき。
- 2 契約担当役等は、前項の規定により指名競争に付するときは、第7条の資格を有する者のうちから、指名基準（平成13年1月6日文部科学大臣決定）の規定を準用し、競争に参加する者をなるべく10人以上指名しなければならない。
- 3 契約担当役等は、競争に参加する者の指名に当たり、別表第2に定める職員に意見を求めることができる。

（会計規則第50条第1項第3号の規定に基づく指名競争契約の基準額）

第10条 会計規則第50条第1項第3号に規定する別に定める基準額は、次の各号に掲げるところとする。

- (1) 工事又は製造の請負契約で予定価格が500万円を超えないとき。
- (2) 財産の買入契約で予定価格が300万円を超えないとき。
- (3) 財産の売払契約で予定価格が100万円を超えないとき。
- (4) 財産の貸借契約で予定賃貸借料の年額又は総額が160万円を超えないとき。
- (5) 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約で予定価格が200万円を超えないとき。

（会計規則第51条第1項第1号の規定に基づく随意契約の基準）

第11条 会計規則第51条第1項第1号に規定する契約の性質又は目的が競争を許さないときは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 本学の行為を秘密にする必要があるとき。
- (2) 運送又は保管をさせるとき。
- (3) 本学業務方法書（平成16年文部科学大臣認可）第2条の規定により業務を委託するとき。
- (4) 特定の販売業者以外では販売することができない物件を買入れるとき。
- (5) 外国で契約するとき。
- (6) 都道府県及び市町村その他の公法人、農業協同組合、農業協同組合連合会又は慈善のため設立した救済施設と契約を締結するとき。
- (7) その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき。

（会計規則第51条第1項第3号の規定に基づく随意契約の基準）

第12条 会計規則第51条第1項第3号に規定する競争に付することが不利と認められるときは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 現に契約履行中の工事、製造又は物件の買入れに直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であるとき。

- (2) 物件の改造又は修理を当該物件の製造業者又は納入者以外の者に施工させることが困難又は不利であるとき。
- (3) 買入れを必要とする物件が多量であって、分割して買入れなければ売り惜しみその他の理由によりその価格を騰貴させるおそれがあるとき。
- (4) 隨意契約によれば時価に比べて著しく有利な価格をもって契約することができる見込みがあるとき。

(会計規則第51条第1項第4号の規定に基づく随意契約の基準額)

第13条 会計規則第51条第1項第4号に規定する別に定める基準額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 工事又は製造の請負契約で予定価格が500万円を超えないとき。
- (2) 財産の買入契約で予定価格が500万円を超えないとき。
- (3) 財産の売払契約で予定価格が300万円を超えないとき。
- (4) 財産の貸借契約で予定賃貸借料の年額又は総額が200万円を超えないとき。
- (5) 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約で予定価格が200万円を超えないとき。

(入札者がないとき等の随意契約)

第14条 契約担当役等は、競争に付しても入札者がないとき、又は再度の入札をしても落札者がないときは、随意契約によることができる。

- 2 契約担当役等は、落札者が契約を結ばないときは、その落札金額の制限内で随意契約によることができる。
- 3 前2項の場合においては、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。
- 4 第2項及び第3項の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができる場合に限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約することができる。

第4章 契約審査委員会

(契約審査委員会)

第15条 学長は、次の各号に掲げる職員を指定し、契約審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置くものとする。ただし、特に必要と認める場合には、その都度別の者を指定することができる。

- (1) 事務局長
 - (2) 総務部長
 - (3) 財務部長
- 2 契約担当役等は、必要があるときは、会計規則第54条第1項ただし書きの適用の適否について審査委員会に意見を求めることができる。
 - 3 審査委員会は、前項の意見を求められたときは、速やかに意見を取りまとめて契約担

当役等に通知するものとする。

第5章 予定価格及び見積書

(予定価格の作成及び決定方法)

第16条 契約担当役等は、競争入札に付する事項に関し、会計規則第53条による予定価格を作成するときは、当該事項に関する仕様書、設計書等によりその価格を定めなければならない。

- 2 前項の予定価格は、これを記載した書面（以下「予定価格調書」という。）を封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければならない。
- 3 予定価格は、競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続して行う製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその価格を定めることができる。
- 4 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。
- 5 予定価格調書の作成者として指定する職は、別表第3のとおりとする。
- 6 競争契約による物品等の調達契約に係る予定価格の積算に当たり、入札対象とする物品の技術仕様審査等特別の事由があるときは、第20条第1項の規定による契約伺書に当該事由を記載することにより当該調書の添付を省略することができる。この場合において、入札執行日の前日までに改めて予定価格について契約担当役等の承認を受けなければならない。

(随意契約による予定価格等)

第17条 契約担当役等は、随意契約をしようとするときは、あらかじめ前条（第2項を除く。）の規定に準じて、予定価格を定めなければならない。ただし、次の各号に掲げる随意契約については、書面による予定価格の作成を省略することができる。

- (1) 法令に基づいて取引価格（料金）が定められていることその他特定の取引価格（料金）によらなければ契約をすることが不可能又は著しく困難であると認められるとき。
- (2) 予定価格が200万円を超えない見込まれる契約で、契約担当役等が書面による予定価格の作成を省略しても支障がないと認めるとき。

(見積書の徴取)

第18条 契約担当役等は、随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴取しなければならない。ただし、前条第1号に規定する場合又は予定価格が100万円を超えない見込まれる場合は、見積書の徴取を省略することができる。

第6章 契約の手続

(契約事務の所掌)

第19条 各学部等の所掌する支出に係る契約事務、各学部等が管理する財産等の売払い、

貸付けに係る契約事務その他各学部等に係る事務事業に関連する契約事務は、当該学部等を担当する事務部で処理するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず複数の学部等にわたる契約等特別の事由があるときは、当該学部等の協議によりいずれかの事務部で処理する。

(契約手続)

第20条 各事務部において、所掌する契約を締結しようとするときは、あらかじめ契約伺書に別表第4に定める関係書類を添付して契約担当役等に提出し、その承認を受けるものとする。ただし、予定価格が300万円を超えない随意契約であって契約書の作成を省略して契約を締結しようとするときは、当該事務部の長の承認をもって契約担当役等の承認があったものとして取り扱うものとする。

- 2 前項の場合において契約伺書は、一般競争契約の場合は公告の前日から起算して15日前までに、指名競争契約の場合は指名通知の前日から起算して7日前までに、随意契約の場合は見積徴取の前日から起算して7日前までに契約担当役等に提出するものとする。
- 3 随意契約において、予定価格が200万円を超えない場合は、第1項の契約伺書の作成を省略することができる。

(入札の公告等)

第21条 契約担当役等は、入札の方法により一般競争に付そうとするときは、その入札日の前日から起算して少なくとも10日前に官報、新聞紙、掲示その他の方法により公告しなければならない。ただし、急を要する場合又は入札者若しくは落札者がない場合等に再度入札の公告を行う場合は、その期間を5日まで短縮することができる。

- 2 前項の規定による公告は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。
- (1) 一般競争入札に付する事項
 - (2) 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - (3) 契約条項を示す場所
 - (4) 一般競争を執行する場所及び日時
 - (5) 入札保証金に関する事項
 - (6) その他必要な事項
- 3 契約担当役等は、第9条の基準に基づき指名した者に対し、前項第1号及び第3号から第5号に掲げる事項を第1項に準じて通知するものとする。

(入札保証金の免除)

第22条 契約担当役等は、会計規則第56条第1項ただし書きに規定する入札保証金の全部又は一部を免除することができるときは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 一般競争に参加しようとする者が、保険会社との間に本学を被保険者とする入札保証保険契約を結んでいるとき。
- (2) 第7条に規定する資格を有する者による一般競争に付する場合において、落札者が契約を結ばないこととなるおそれがないと認められるとき。

(入札保証金の処理)

第23条 入札保証金は、落札者が決定した後に納付者に返還しなければならない。ただし、落札者の納付に係るものは、契約締結後に返還するものとする。

- 2 落札者の納付に係る入札保証金は、前項の規定にかかわらず、その者の申し出によりこれを契約保証金に充てることができる。
- 3 落札者の納付に係る入札保証金は、その者が契約を結ばないときは本学に帰属させるものとし、契約担当役等は、その旨を公告又は通知等をもってあらかじめ周知しておかなければならない。

(入札保証金に代わる担保)

第24条 会計規則第56条第2項に規定する入札保証金の納付に代えることができる担保は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 国債
- (2) 地方債
- (3) 政府保証債
- (4) 小切手（学長が指定するものに限る。）
- (5) 郵便為替証書
- (6) 郵便振替の支払証書
- (7) その他契約担当役等が確実と認める債権

(入札又は見積合せの執行)

第25条 契約担当役等は、競争入札を執行しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書（以下「入札書」という。）を提出させなければならない。

- (1) 請負に付される工事若しくは製造の表示又は供給物品名
- (2) 入札金額
- (3) 競争加入者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印
- (4) 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印
- 2 契約担当役等は、あらかじめ、競争加入者（その代理人を含む。以下同じ。）に、入札書に記載する事項を訂正する場合には、当該訂正部分について競争加入者が押印しておかなければならぬことを知らせておかなければならぬ。
- 3 契約担当役等は、代理人が入札するときは、あらかじめ、競争加入者本人から代理委任状を提出させなければならない。
- 4 契約担当役等は、競争加入者に入札書を提出させることは、当該入札書を封書に入れ密封させ、かつ、その封皮に氏名（法人の場合は、その名称又は商号）を明記させ、当該封書を入札執行の場所に提出させなければならない。
- 5 競争契約における入札の執行者及び立会者として指定する職は、別表第5のとおりと

する。

- 6 隨意契約における見積合せの執行者は、当該契約事務を所掌する係長とする。この場合、事務部の長は、所属する他の職員を必ず立ち会わせなければならない。
- 7 事務部の長は、所掌する契約事務に係る入札又は見積合せの執行に当たり前2項に定める職員がその事務を行えないときは、所属する他の職員に命じてこれを行わせるものとする。

(入札の延期又は廃止等)

第26条 契約担当役等は、競争加入者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状況にあると認めたときは、当該競争加入者を入札に参加させず、又は当該競争入札を延期し、若しくはこれを廃止することができる。

(入札場の自由入退場の禁止)

第27条 契約担当役等は、競争加入者及び入札執行事務に關係のある職員の外、入札場に入場させてはならない。

- 2 契約担当役等は、特にやむを得ないと認められる事情がある場合の外、競争加入者でいったん入場した者の退場を許してはならない。

(開 札)

第28条 契約担当役等は、第21条に規定する公告及び通知に示した競争執行の場所及び日時に、競争加入者を立ち会わせて開札をしなければならない。この場合において、競争加入者が立ち会わないときは、入札事務に關係のない職員を立ち会わせなければならない。

(入札の無効等)

第29条 契約担当役等は、第21条に規定する公告において、当該公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする旨を明らかにしなければならない。

- 2 契約担当役等は、前項に該当することにより無効とした入札については、開札に際して理由を明示して当該入札が無効である旨を競争加入者全員に知らせなければならぬ。
- 3 入札の総額をもって落札者を定めるときは、その内訳に誤りがあつても入札の効力を妨げない。また、入札の単価をもって落札者を定める場合において、その総額に誤りがあつたときも同様とする。

(再度入札)

第30条 契約担当役等は、開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札をすることができる。

- 2 前項の規定により再度の入札を行う場合は、予定価格その他の条件を変更してはならない。

(落札者の決定方法)

第31条 契約担当役等は、落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならない。

2 契約担当役等は、前項の同価格の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札事務に関係ない職員に、これに代わってくじを引かせなければならない。

(最低価格の入札者を落札者としないことができる契約)

第32条 会計規則第54条第1項ただし書きに規定する本学の支出の原因となる契約のうち別に定めるものは、予定価格が1,000万円を超える工事又は製造その他についての請負契約とする。

2 前項に規定する契約について、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によつては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められる場合又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められる場合の基準は、次の各号のいずれかに該当する場合とし、その場合にあっては、最低価格の入札者を直ちに落札者としないものとする。

- (1) 工事の請負契約については、競争入札ごとに予定価格の10分の7から10分の9までの範囲内で、予定価格算出の基礎となった直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の額にそれぞれ契約担当役等が定める割合を乗じて得た額の合計額を下廻る入札価格であった場合
 - (2) 製造の請負契約については、予定価格算出の基礎となった直接工事費及び直接労賃を下廻る入札価格であった場合
 - (3) その他の請負契約については、予定価格算出の基礎となった直接物品費及び直接人件費を下廻る入札価格であった場合
 - (4) 前各号の規定を適用することができないものについては、競争入札ごとに、工事の請負契約の場合においては10分の7から10分の9までの範囲内で、製造その他の請負契約の場合においては2分の1から10分の8までの範囲内で契約担当役等が定める割合を当該競争の予定価格に乗じて得た額を下廻る入札価格であった場合
- 3 契約担当役等は、前項に該当することとなったときは、直ちに入札価格について調査しなければならない。
- 4 前項の調査結果については、審査委員会に提出し意見を求めることができる。
- 5 契約担当役等は、第3項の調査の結果又は前項の意見を聴いた結果、最低価格の入札者を落札者とすることが不適当であると判断した場合には、予定価格の範囲内において、次順位者を落札者とするものとする。

(総合評価落札方式)

第33条 会計規則第54条第2項の規定による落札方式を適用するものは、次に掲げる場合とする。

- (1) 国の機関の契約において、財務大臣との協議が整ったものとされる契約
- (2) 契約担当役等が会計規則第54条第1項では十分に対応できないと判断した契約

第7章 契約の締結

(契約書の作成)

第34条 契約担当役等は、競争入札を執行し契約の相手方を決定したときは、契約の相手方として決定した日から原則として7日以内に契約書を作成しなければならない。

2 契約担当役等は、随意契約により契約の相手方を決定したときは、直ちに契約書を作成しなければならない。

(契約書の記載事項)

第35条 会計規則第55条に規定するその他必要な事項は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項は、除くものとする。

- (1) 契約の履行場所
- (2) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- (3) 監督及び検査
- (4) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における損害金、違約金等
- (5) 危険負担
- (6) 瑕疵担保責任
- (7) 契約に関する紛争の解決方法
- (8) その他必要な事項

(契約書の省略)

第36条 会計規則第55条ただし書きに規定する別に定める場合は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 一般競争契約、指名競争契約又は随意契約で、契約金額が300万円（外国で契約するときは、200万円）を超えない契約をする場合
- (2) 物品の売扱いで、買受人が代金を即納してその物品を引き取る場合
- (3) 第1号に規定する以外の随意契約で、契約担当役等が必要ないと認める場合

(請書等の徴取)

第37条 契約担当役等は、前条により契約書の作成を省略する場合において、物品の単価契約又は継続的な履行を求める役務契約等、契約の相手方に継続的、反復的給付を求める契約については、契約の適正な履行を確保するため請書その他これに準ずる書面を徴するものとする。

(契約保証金の免除)

第38条 契約担当役等は、会計規則第56条第1項ただし書きに規定する契約保証金の全部又は一部を免除することができるときは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 契約の相手方が、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社と保証契約を結んでいるとき。
- (2) 契約の相手方が、保険会社との間に本学を被保険者とする履行保証保険契約を結んでいるとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他学長が認める金融機関と工事履行保証契約を結んでいるとき。
- (4) 第7条に規定する資格を有する者により競争を行う場合又は随意契約による場合において、その必要がないと認められるとき。

(契約保証金の納付)

第39条 契約保証金は、競争により契約の相手方を決定したときは、契約の相手方が決定した日から原則として7日以内に納付させるものとし、契約上の義務を履行した後に返還するものとする。ただし、随意契約により契約の相手方を決定したときは、直ちに納付させるものとする。

2 契約保証金は、これを納付した者がその契約上の義務を履行しないときは、本学に帰属させるものとし、契約担当役等は、その旨を公告又は通知等をもってあらかじめ周知しておかなければならない。なお、当該契約に係る損害金又は違約金等については、別に定めるところによるものとする。

(契約保証金に代わる担保)

第40条 会計規則第56条第2項に規定する契約保証金の納付に代えることができる担保は、第24条各号に規定する債権等とする。

(複数年の契約)

第41条 本学は、必要に応じ、契約期間が複数の年度にわたる契約をすることができる。

(支出契約決議書の作成)

第42条 支出の原因となる契約を締結した場合は、契約締結後速やかに支出契約決議書を作成し、契約担当役等の決裁を受けるものとする。

2 前項により決裁を受けた支出契約決議書については、当該事務部において保管するものとする。

3 次の各号に掲げる場合は、支出契約決議書の作成を省略することができる。

- (1) 契約の締結後、工事のしゅん功、製造の完成又は物品の納入若しくは引渡しの完了までが、1月を越えない場合
- (2) 法令の規定に基づき支払額が定額となっている場合又はこれらに準ずる場合
- (3) 単価契約による場合
- (4) 契約金額が200万円を超えない場合

第8章 監督及び検査

(監督の方法)

第43条 会計規則第57条第1項に規定する監督は、契約担当役等が、自ら又は補助者に命じて、立会い、指示しその他の適切な方法によって行わなければならない。

2 前項の監督を行う者（以下「監督職員」という。）は、契約担当役等と緊密に連絡するとともに、契約担当役等又は学長の要求に基づき、若しくは隨時に監督の実施について報告しなければならない。

(検査の方法)

第44条 会計規則第57条第2項に規定する検査は、契約担当役等が、自ら又は補助者に命じて、契約書、仕様書、設計書その他関係書類に基づいて行わなければならない。

(検査職員の指定)

第45条 前条の規定に基づき契約担当役等が検査を命じる補助者は、会計事務取扱規程第8条第1項第1号に規定する契約担当役の補助者とする。

(契約担当役等以外の職員等に監督又は検査を行わせる場合)

第46条 会計規則第57条第3項に規定する特に必要があるときは、特に専門的な知識又は技能を必要とする等の場合とする。

2 学長は、会計規則第57条第3項の規定により補助者以外の職員に監督又は検査を行わせる場合は、学部長等の申請に基づき、その事務の範囲を指定して特別監督職員任命簿又は特別検査職員任命簿により命じるものとする。

(検査の一部省略)

第47条 第45条及び前条第2項の規定により検査を命じられた職員（以下「検査職員」という。）は、契約の目的たる物件の給付の完了後相当の期間内に当該物件につき破損、変質、性能の低下その他事故が生じたときは、取替え、補修その他必要な措置を講ずる旨の特約があり、当該給付の内容が担保されると認められる物件に係る契約で、単価が200万円に満たないものについては、数量以外のものの検査を省略することができる。

(検査調書の作成)

第48条 検査職員は、検査を完了した場合においては、200万円未満の契約を除くほか検査調書を作成しなければならない。

(監督の職務と検査の職務の兼職禁止)

第49条 会計規則第57条第1項及び第3項並びに第46条第2項の規定により監督を命じられた職員は、次の各号に掲げる場合を除き検査職員と兼ねることができない。

- (1) 特別な業務のため、監督の職務と検査の職務とを分離することが人的に困難である場合
- (2) 契約の特殊性から双方の職務をそれぞれ独立して行う職員が得られない場合
- (3) その他契約担当役等が必要と認めた場合

第9章 契約の変更等

(契約の履行遅滞)

第50条 契約担当役等は、契約の相手方の責に帰すべき理由により契約の相手方が履行期限内に契約を履行しなかった場合において、本学の事業運営上著しく支障を来たさないと認められるときは、期間を限り契約を解除せずに契約の履行期限を猶予することができる。この場合において、契約担当役等は、契約の相手方から損害金等を徴収しなければならない。

(不完全履行)

第51条 契約担当役等は、一応の履行がなされたが、その内容が契約の目的に適さない場合は、次の各号に基づき処理するものとする。

- (1) 追完が不可能な場合は、損害賠償を請求し契約を解除する。
- (2) 追完が可能な場合は、前条に準じ期間を定めて、完全な給付又は不完全な部分の補修を請求する（この請求に基づき追完した場合で、当該履行期限より遅れたときは、損害金等を徴収しなければならない。）。
- (3) 追完が可能な場合で、契約の相手方が追完の請求に応じないときは、損害賠償を請求し契約を解除する。

(債務不履行の举証責任)

第52条 契約の不履行については、契約の相手方が自らの責任でないことを証明しない限り、契約の相手方に責任を負わせるものとする（契約の相手方自身だけでなく履行の補助者についても同様とする。）。

(契約変更等の制限)

第53条 契約担当役等は、契約が競争契約の場合には、原則として、当初入札時の契約条件の変更（軽微な事項を除く。）及び契約内容の追加をすることができない。

(契約金額の変更)

第54条 契約金額決定の前提となった諸条件に変動が生じた場合の契約金額の変更は、契約金額を変更できる旨を契約条項に定めておくことにより行うことができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、原則として、契約金額を変更しないものとする。

- (1) 納期の変更をする場合（変更に伴う増額が軽微なものに限る。）
- (2) 契約金額は増額する性質のものであるが契約の相手方から契約金額の範囲内で履行する旨の申し出があった場合

(値引受領)

第55条 契約担当役等は、契約の相手方が提供した契約の目的物に些少の不備がある場合であっても使用上支障がないと認めた場合は、契約金額を適正に値引きして目的物を引

き取ることができる。

第10章 代価の収納、支払等

(代価の収納)

第56条 契約担当役等は、物件を貸し付け、使用させ、譲渡し、又は交換する場合に徴収すべき代価がある場合は、その代価を前納させなければならない。ただし、官公署、特殊法人、公益法人及び独立行政法人に貸付等をする場合は、その代価を後納又は分納させることができる。

(代価の支払)

第57条 契約担当役等は、原則として、契約の相手方から適正な支払請求書を受理した日の翌日から起算して50日以内に支払うことを約定しなければならない。

(立替払)

第58条 役員又は職員は、通常の契約手続きを経ることができない等やむを得ない場合についてでは、立替払を行うことができる。

2 役員又は職員は、前項の立替払を行ったときは、別に定める立替払請求書に支払を証する領収書等を添えて契約担当役等に提出するものとする。

第11章 契約の公表

(公表の対象とする契約)

第59条 公表の対象とする契約は、支出の原因となる契約であって、予定価格が当該契約の種類に応じて第13条第1号、第2号、第4号又は第5号の金額を超えるもの（本学の行為を秘密にする必要があるものを除く。以下「公表対象契約」という。）とする。

(公表の時期及び方法)

第60条 契約担当役等は、公表対象契約につき、契約を締結した日の翌日から起算して72日以内に本学のホームページに掲載する方法により公表を行うものとする。ただし、各年度の4月1日から4月30日までの間に締結した契約については、93日以内に公表することができる。

2 公表した事項については、契約を締結した日の翌日から起算して少なくとも1年が経過する日までホームページに掲載するものとする。

(公表の内容)

第61条 契約担当役等は、前条の公表において、公表対象契約に関し、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 工事（工事に係る調査及び設計業務等を含む。）の名称、場所、期間及び種別又は物品等若しくは役務の名称及び数量

- (2) 契約担当役等の氏名並びにその所属する学部等の名称及び所在地
- (3) 契約を締結した日
- (4) 契約の相手方の商号又は名称及び住所
- (5) 一般競争入札又は指名競争入札の別、及び、総合評価方式によった場合は、その旨（随意契約を行った場合を除く。）
- (6) 契約金額
- (7) 予定価格（公表したとしても、他の契約の予定価格を類推されるおそれがないと認められるもの、又は、本学の事務若しくは事業に支障を生じるおそれがないと認められるものに限る。）
- (8) 落札率（契約金額を予定価格で除したものに百を乗じて得た率。ただし、予定価格を公表した場合に限る。）
- (9) 随意契約によることとした規程等の条文及び理由（企画競争又は公募手続きを行った場合には、その旨を記載する。）
- (10) 文部科学省が所管する公益法人と随意契約を締結する場合は、当該法人に本学の常勤職員であったものが、契約を締結した日に役員として在職していれば、その人数
- (11) その他必要と認められる事項

（事務）

第62条 公表に関する事務は、財務部財務課において行うものとする。

第12章 雜則

（雑則）

第63条 受託研究契約及び共同研究契約は、それぞれ国立大学法人群馬大学受託研究取扱規程（平成16年4月1日制定）及び国立大学法人群馬大学共同研究取扱規程（平成16年4月1日制定）の定めるところによる。

2 この規程に定めのないものについては、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

2 国立大学法人群馬大学契約事務取扱細則（平成16年4月1日制定）及び国立大学法人群馬大学契約の公表に関する事務取扱要項（平成18年7月1日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1（第4条第3項関係）

関係書類の様式

区分	契約関係書類	様式番号	備考
同書等	契約同書（工事）	別紙第1号様式	
	契約同書 (製造又は役務提供)	別紙第2号様式	
	契約同書（物件）	別紙第3号様式	物品の交換、賃貸借契約を含む。
	契約同書（物品の売扱）	別紙第4号様式	
契約書等	工事請負契約書	別紙第5号様式	
	製造請負契約書	別紙第6号様式	
	物品供給契約書	別紙第7号様式	
	物品売扱契約書	別紙第8号様式	
	請書	別紙第9号様式	
入札書等	入札公告	別紙第10号様式	
	指名通知	別紙第11号様式	
	入札書	別紙第12号様式	
	入札（見積合せ）調書	別紙第13号様式	
予定価格調書	予定価格調書 (工事又は製造等請負)	別紙第14号様式	
	予定価格調書（物品等）	別紙第15号様式	
任命簿	特別検査(監督)職員 任命簿	別紙第16号様式	
検査調書	検査調書 (工事又は製造等請負)	別紙第17号様式	
	検査調書（物品等）	別紙第18号様式	
決議書	決議書 (支出契約、即支出決定)	別紙第19号様式	

別表第2（第9条第3項関係）

指名に係る意見を求める職員

区分	指定職位	事務の範囲
工事の契約	施設運営部長 財務部長 施設企画課長	指名競争参加者を指名するに当たり、契約担当役等が意見を求めた場合においてその意見を表示すること。
工事以外の契約	財務部長 財務課長 経理課長	

別表第3（第16条第5項関係）

予定価格調書の作成者

予定価格	事務部名	事務局	昭和地区事務部	理工学部事務部
物品等の調達契約に係る特定調達契約の適用額以上のもの		主管部長	事務部長	事務長
200万円を超える、物品等の調達契約に係る特定調達契約の適用額未満のもの		主管副課長	主管副課長	主管副事務長
200万円以下のもの	主管係長			

別表第4（第20条第1項関係）

契約伺書に添付する関係書類

関係書類名	契約の種類 契約方式	工事・製造の請負		物品の購入		物品の売扱		その他		備考
		競争	随意	競争	随意	競争	随意	競争	随意	
仕様書・図面		○	○	○	○	○	○	○	○	作成した場合
契約書又は請書(*)		○	○	○	○	○	○	○	○	(*)必要とする場合
機種選定申請書及び機種選定審議結果報告書又は物品選定書			○	○						特定銘柄を指定した場合
適用理由書		○	○	○	○	○	○	○	○	国立大学法人群馬大学会計規則第50条第1項又は第51条第1項を適用した場合
代理店証明書等			○	○			○	○	○	徴取した場合
入札公告又は指名通知書		○		○		○		○		
入札説明書		○		○		○		○		
予定価格調書		○	○	○	○	○	○	○	○	
価格表・価格証明書等		○	○	○	○			○	○	
カタログ等			○	○						
物品不用決定決議書					○	○				不用決定を要する場合
その他参考資料		○	○	○	○	○	○	○	○	

別表第5（第25条第5項関係）

(1)入札の執行者として指定する職位

事務部名	指定職位
事務局各部	財務課長 経理課長 国際交流課長 施設企画課長 研究推進課長 产学連携推進課長 総合情報メディアセンター課長
昭和地区事務部	管理運営課長
理工学部事務部	事務長

(2)入札の立会者として指定する職位

事務部名	指定職位
事務局各部	財務課総務・監査係長
昭和地区事務部	管理運営課総務監査係長
理工学部事務部	副事務長

別紙第1号様式

		(学部等名を記載)					
(一般競争、指名競争、随意契約) 契 約 同 書 (工 事)						取扱者 ^(印) 平成 年 月 日	
契約担当役	財務部長	財務課長	財務課副課長	財務 課	起 案	学 部	等
工 事 の 名 称						適合部を○で囲むこと イ 配当予算内のもの ロ 事項指定によるもの ハ 事項変更承認のもの	
施工理由							
契約条項							
上記適用理由							
予定価格 別封のとおり							
予定工期	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日					参加業者名	
施工場所							
業者への通知	平成 年 月 日						
概要説明	平成 年 月 日 時						
現場説明	平成 年 月 日 時						
入札(見積)日時場所	平成 年 月 日 時 室						
入札保証金							
契約保証金							
入札不調後の処理							

- 備考
1. 契約条項欄には該当する規則名及び条項を記載する。
 2. 上記適用理由欄には、下位の競争方法によろうとする場合に記載する。
 3. 予定価格調書は、封書にして添付する。
 4. 入札保証金欄及び契約保証金欄は、それぞれ入札金額、契約金額の %と記載する。
免除の場合は、当該欄に該当する規則名及び条項を記載する。
 5. 入札不調後の処理欄は、再度入札又は不落隨契の別を根拠法令とともに記載する。
 6. 必要に応じ不要の欄は抹消して使用する。

別紙第2号様式

平成 年度						(学部等名を記載)
(一般競争、指名競争、随意契約) 契 約 同 書 (製造又は役務提供)					平成 年 月 日	取扱者印
契約担当役	財務部長	財務課長	財務課副課長	財 务 課	起 案	学 部 等
製 造 又 は 役 務 提 供 の 名 称						参 加 業 者 名
製造又は発注理由						
契 約 条 項						
上 記 適 用 理 由						
予 定 價 格	別封のとおり					
製造又は役務提供期間	自平成 年 月 日		至平成 年 月 日			
引渡又は履行場所						
業 者 へ の 通 知	平成 年 月 日					
仕 様 説 明	平成 年 月 日		時 室			
入札(見積)日時場所	平成 年 月 日		時 室			
入 札 保 証 金						
契 約 保 証 金						
入札不調後の処理						

備考 予定価格調書の添付方法、契約条項欄、上記適用理由欄、入札保証金欄、契約保証金欄及び入札不調後の処理欄の記載方法、その他について、別紙第1号様式に準ずる。

別紙第3様式

平成 年度	(一般競争、指名競争、随意契約) 契 約 同 書 (物 件)					取扱者 ^印 平成 年 月 日	(学部等名を記載)	
契約担当役	財務部長	財務課長	財務課副課長	財 务 課	起 案	学 部 等		
品 名			規 格 ・ 品 質		数 量	参 加 業 者 名		
購 入 理 由								
契 約 条 項								
上 記 適 用 理 由								
予 定 價 格	別封のとおり							
履 行 期 限	平成 年 月 日							
履 行 場 所								
業 者 へ の 通 知	平成 年 月 日							
仕 様 説 明	平成 年 月 日 時 室							
入札(見積)日時場所	平成 年 月 日 時 室							
入 札 保 証 金								
契 約 保 証 金								
入札不調後の処理								

備考 1. 予定価格調書の添付方法、契約条項欄、上記適用理由欄、入札保証金欄、契約保証金欄及び入札不調後の処理欄の記載方法、その他については、別紙第1号様式に準ずる。
 2. 物品の交換、賃貸借契約の場合は、各欄を適宜変更して使用する。

別紙第4号様式

平成 年度						(学部等名を記載)		
(一般競争、指名競争、随意契約) 契 約 同 書 (物品の売扱)						取扱者印 平成 年 月 日		
契約担当役	財務部長	財務課長	財務課副課長	財 务 課	起 案	学 部 等		
品 名			規 格 ・ 品 質		数 量	参 加 業 者 名		
売 扱 理 由								
契 約 条 項		第 条 第 項 第 号						
上 記 適 用 理 由								
予 定 價 格		別封のとおり						
売扱日時及び代金納入方法		平成 年 月 日						
物 品 引 渡 場 所								
業 者 へ の 通 知		平成 年 月 日						
仕様説明又は現場説明		平成 年 月 日 時						
入札(見積)日時場所		平成 年 月 日 時 室						
入 札 保 証 金								
契 約 保 証 金								
入札不調後の処理								

備考 予定価格調書の添付方法、契約条項欄、上記適用理由欄、入札保証金欄、契約保証金欄及び入札不調後の処理欄の記載方法、その他について、別紙第1号様式に準ずる。

別紙第5号様式

工事請負契約書

工事名

請負代金額 金

円也

うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金

円也

(消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、請負代金に108分の8を乗じて得た額である。)

発注者 契約担当役国立大学法人群馬大学事務局長（氏名）と請負者（氏名、法人名等）との間において、上記の工事（以下「工事」という。）について上記の請負代金額で、次の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

第1条 請負者は、別冊の図面及び仕様書に基づいて工事を完成するものとする。

第2条 工事は、（工事の施工場所）において施工するものとする。

第3条 着工時期は、平成 年 月 日とする。

第4条 完成期限は、平成 年 月 日とする。

第5条 完成通知書は、（学部等名、課、係等）に送付するものとする。

第6条 請負代金は、回に支払うものとする。

第7条 請負代金について、金 円を前払するものとする。この支払は、前払金請求書を受理した日の翌日から起算して14日以内とする。

2 前項の前払金は、この工事に必要な経費のうち指定された経費以外に使用するものができないものとする。

第8条 請負代金（部分払金及び前払金を含む。）の請求書は、（学部等名、課、係等）に送付するものとする。

第9条 請負代金は、適法な請求書を受理した日の翌日から起算して50日以内に支払うものとする。

第10条 請負者は、契約保証金 円（担保提供の場合は、その種類及び価格）を平成 年 月 日までに納付するものとする。（履行保証契約を締結した場合等は、「契約保証金は免除する。」）

第11条 請負者は、（保険の目的）について、（保険の種類）の契約をするものとする。

第12条 この契約に定めるもののほか、必要な事項は別紙特記事項「談合等の不正行為に係る違約金等について」及び文部科学省が定めた工事請負契約基準（工事請負契約基準第32第2項を除く）によるものとする。

第13条 この契約について、発注者・請負者間に紛争を生じたときは建設業法（昭和24年法律第100号）による群馬県建設工事紛争審査会のあっせん、調停若しくは仲裁に付し、これを解決するものとする。

第14条 この契約に関する訴えの管轄は、国立大学法人群馬大学所在地を管轄区域とする前橋地方裁判所とする。

第15条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者・請負者間において協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、発注者・請負者は、次に記名し印を押すものとする。この契約書は2通作成し、双方各1通を所持するものとする。

平成 年 月 日

発注者

前橋市荒牧町四丁目2番地

契約担当役

国立大学法人群馬大学事務局長

印

請負者

（住所）

（氏名）

印

備考 1 請負者の氏名欄は、法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名を記載する。
2 契約の内容により、適宜上記条項を削除し、又は必要な事項を加えることができる。

別紙第6号様式

製造請負契約書

製造の表示

請負代金額 金

円也 (うち消費税額及び地方消費税額)

円)

発注者契約担当役国立大学法人群馬大学事務局長（氏名）と請負者（氏名、法人名等）との間において、上記の製造（以下「製造」という。）について上記の請負金額で、次の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

第1条 請負者は、別冊の図面及び仕様書に基づいて製造を完成するものとする。

第2条 製造は、（引渡場所）において引渡すものとする。

第3条 製造、（製造の実施場所）において実施するものとする。

第4条 製造の着手時期は、平成 年 月 日とする。

第5条 製造の完成期限は、平成 年 月 日とする。

第6条 製造完成通知書は、（学部等名、課、係等）に送付するものとする。

第7条 請負代金のうち消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき請負代金に108分の8を乗じて得た額である。

第8条 請負代金は、回に支払うものとする。

第9条 請負代金について、金 円を前払するものとする。この支払は、前払金請求書を受理した日の翌日から起算して14日以内とする。

2 前項の前払金は、この製造に必要な経費のうち指定された経費以外に使用することができないものとする。

第10条 請負代金（部分払金及び前払金を含む。）の請求書は、（学部等名、課、係等）に送付するものとする。

第11条 請負代金は、適法な請求書を受理した日の翌日から起算して50日以内に支払うものとする。

第12条 請負者は、契約保証金 円（担保提供の場合は、その種類及び価格）を平成 年 月 日までに納付するものとする。（履行保証契約を締結した場合等は、「契約保証金は免除する。」）

第13条 請負者は、（保険の目的）について、（保険の種類）の契約をするものとする。

第14条 この契約に定めるもののほか、必要な事項は別紙特記事項「談合等の不正行為に係る違約金等について」及び文部科学省が定めた製造請負契約基準（製造請負契約基準第21第2項を除く）によるものとする。

第15条 この契約に関する訴えの管轄は、国立大学法人群馬大学所在地を管轄区域とする前橋地方裁判所とする。

第16条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者・請負者間において協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、発注者・請負者は、次に記名し印を押すものとする。この契約書は2通作成し、双方各1通を所持するものとする。

平成 年 月 日

発注者

前橋市荒牧町四丁目2番地

契約担当役

国立大学法人群馬大学事務局長

印

請負者

(住所)

(氏名)

印

備考 1 請負者の氏名欄は、法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名を記載する。
2 契約の内容により、適宜上記条項を削除し、又は必要な事項を加えることができる。

別紙第7号様式

物 品 供 給 契 約 書

物 品 名
代 金 額 金

円也 (うち消費税額及び地方消費税額 円)

発注者 契約担当役国立大学法人群馬大学事務局長（氏名）と供給者（氏名、法人名等）との間において、上記の物品（以下「物品」という。）について上記の代金額で、次の条項によって供給契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

- 第1条 物品は、国立大学法人群馬大学（納入場所）に納入するものとする。
- 第2条 物品の納入期限は、平成 年 月 日とする。
- 第3条 納品書は、（学部等名、課、係等）に送付するものとする。
- 第4条 契約代金のうち消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき契約代金に108分の8を乗じて得た額である。
- 第5条 代金は、回に支払うものとする。
- 第6条 代金について、金 円を前払するものとする。この支払は、前払金請求書を受理した日から14日以内とする。
- 第7条 代金（部分払金及び前払金を含む。）の請求書は、（学部等名、課、係等）に送付するものとする。
- 第8条 代金は、適法な請求書を受理した日の翌日から起算して50日以内に支払うものとする。
- 第9条 供給者は、契約保証金 円（担保提供の場合は、その種類及び価格）を平成 年 月 日までに納付するものとする。（契約保証金は免除する。）
- 第10条 この契約に定めるもののほか、必要な事項は別紙特記事項「談合等の不正行為に係る違約金等について」及び文部科学省が定めた物品供給契約基準（物品供給契約基準 第6第2項を除く）によるものとする。
- 第11条 この契約に関する訴えの管轄は、国立大学法人群馬大学所在地を管轄区域とする前橋地方裁判所とする。
- 第12条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者・供給者間において協議して定めるものとする。

平成 年 月 日

発注者
前橋市荒牧町四丁目2番地
契約担当役
国立大学法人群馬大学事務局長

印

供給者
(住所)
(氏名)

印

- 備考 1 供給者の氏名欄は、法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名を記載する。
2 契約の内容により、適宜上記条項を削除し、又は必要な事項を加えることができる。
3 物品の交換契約の場合は、購入する物品及び引き渡す物品名欄において明確に記載する。

別紙第8号様式

物 品 売 払 契 約 書

物 品 名	代 金 額	金	円也
-------	-------	---	----

売払者 契約担当役国立大学法人群馬大学事務局長（氏名）と買受者（氏名、法人名等）との間において、上記の物品（以下「物品」という。）について上記の代金額で、次の条項によって売払契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

- 第1条 物品は、（引渡場所）で引き渡すものとする。
- 第2条 物品の引渡期限は、平成 年 月 日とする。
- 第3条 受領者は、（学部等名、課、係等）に送付するものとする。
- 第4条 代金の支払は、国立大学法人群馬大学出納命令役の発する請求書により指定の期限までに納入するものとする。
- 第5条 買受者は、契約保証金 円（担保提供の場合は、その種類及び価格）を平成 年 月 日までに納付するものとする。（契約保証金は免除する。）
- 第6条 この契約に定めるもののほか、必要な事項は別紙特記事項「談合等の不正行為に係る違約金等について」及び文部科学省が定めた物品供給契約基準（物品供給契約基準 第6第2項を除く）を準用するものとする。
- 第7条 この契約に関する訴えの管轄は、国立大学法人群馬大学所在地を管轄区域とする前橋地方裁判所とする。
- 第8条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、売払者・買受者間において協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、売払者・買受者は次に記名し印を押すものとする。この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

平成 年 月 日

売 払 者
前橋市荒牧町四丁目2番地
契約担当役
国立大学法人群馬大学事務局長

印

買 受 者
(住 所)
(氏 名)

印

- 備考 1 買受者の氏名欄は、法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名を記載する。
2 契約の内容により、適宜上記条項を削除し、又は必要な事項を加えることができる。

別紙第9号様式

請書

工事名（物品名等）

数 量

代 金 額 金 円也

（うち消費税額及び地方消費税額 円）

平成 年 月 日入札（見積）いたしました上記の工事（物品名等）を上記の代金で（図面、仕様書に基づき）下記により完成（納入等）することをお請けします。

記

1. 完成期限（納入期限等）は平成 年 月 日とする。

2. 完成通知書（納品書）及び代金額の請求書は（学部等名、会計係等）に送付するものとする。

3. 代金は 回に請求するものとする。

4. 契約の細目は、別紙特記事項「談合等の不正行為に係る違約金等について」並びに文部科学省が定めた（工事請負契約基準（工事請負契約基準第32第2項を除く）、製造請負契約基準（製造請負契約基準第21第2項を除く）、物品供給契約基準（物品供給契約基準第6第2項を除く））によるものとする。

平成 年 月 日

契約担当役

国立大学法人群馬大学事務局長 殿

請負者（供給者）

住所、氏名

印

備考 1 請負者（供給者）の氏名は、法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名を記載すること。

2 必要に応じ、不要部分は抹消して使用すること。

別紙第10号様式

入札公告

国立大学法人群馬大学において、下記のとおり（工事、製造、物品購入等）について、一般競争入札に付します。

記

1. 競争入札に付する事項

- (1) 工事、製造、物品名及び数量
- (2) 履行、納入期限 平成 年 月 日
- (3) 履行、納入場所

2. 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 国立大学法人群馬大学契約事務取扱規程第5条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 国立大学法人群馬大学契約事務取扱規程第6条の規定に該当しない者であること。
- (3) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は国立大学法人群馬大学の競争参加資格のいずれかにおいて、平成 年度に関東甲信越地区の「（機械器具製造、物品の販売、役務提供）」の（A、B、C又はD）等級に格付けされている者であること。
- (4) 本件調達の入札において、独占禁止法に違反し、価格又はその他の点に関し、公正な競争を不法に阻害するために入札を行った者でないこと。
- (5) 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (6) （その他特に定める資格）

3. 契約条件を示す場所、図面、仕様書及び入札説明書を交付する期間・場所

期 間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
場 所

4. 競争入札執行の日時、場所及び入札方法

日 時 平成 年 月 日 時
場 所
入札方法 (総価又は単価入札方式)

5. 入札保証金の取扱

6. 入札の無効

前記第2に示した資格のない者及び入札に関する条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。

7. 契約書作成の要否

以上公告する。

平成 年 月 日

契約担当役
国立大学法人群馬大学事務局長 氏名 印

別紙第11号様式

平成 年 月 日

殿

契約担当役

国立大学法人群馬大学事務局長 氏名印

競争入札の指名について

本学 (学部等名を記入) の工事(購入, 売扱等)について貴社を競争入札者として指名しますので、下記のとおり通知します。

記

1 工事名(物件名等)

2 図面, 仕様書交付場所 (交付場所) にて交付する。

3 現場説明の日時・場所 平成 年 月 日 時 (場所)

4 仕様及び契約条件を示す日時・場所 平成 年 月 日 時 (場所)

5 入札日時・場所 平成 年 月 日 時 (場所)

6 入札書様式 別紙のとおり

7 開札 (入札後即時等)

8 その他 他 (図面及び仕様書等の取扱を記入する。)

備考 必要以外の部分は抹消して使用する。

別紙第12号様式

入札書

(請負に付される工事若しくは製造の表示又は供給すべき物品名等)

入札金額　金　円也

文部科学省が定めた工事請負契約基準、(製造請負契約基準、物品供給契約基準)を熟知し、図面及び仕様書に従って上記の工事を実施する(製造を実施する、物品を供給する、物品を買い受ける)ものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

平成　年　月　日

契約担当役

国立大学法人群馬大学事務局長　氏　名　殿

競争加入者

住　所

氏　名

印

- 備考
1. 競争加入者の氏名は、法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名を記載する。
 2. 代理人が入札するときは、競争加入者本人の住所及び氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載し、かつ、押印すること。
 3. 必要に応じ、不要の部分は抹消して使用すること。

別紙第13号様式

入札（見積合せ）調書

工事名（物件名）

入札（見積合せ）日時及び場所 平成 年 月 日 時 入札（見積合せ）場所を記載

入札参加業者名及び執行結果

参加業者	第一回		第二回		第三回		備考
	金額	順位	金額	順位	金額	順位	
	円		円		円		

入札執行者 (職・氏名) 印

立会者 (職・氏名) 印

別紙第14号様式

予 定 價 格 調 書

工事又は製造等請負の名称

予 定 價 格 金 円也（入札書比較価格 円）
別紙予定価格内説明細書のとおり

平成 年 月 日

契約担当役又は
契約担当役補助者 (職・氏名) ㊞

別紙第15号様式

予 定 價 格 調 書

物 品 名 等

品名又は名称	規格・品質	数 量	単 價	金 額	算 出 の 基 礎
			円	円	

予 定 價 格 金

円也（入札書比較価格

円）

平成 年 月 日

契約担当役又は契約担当役補助者 (職・氏名)

印

備考 算出の基礎は、別紙可。物品の交換契約の場合は、譲渡及び譲受物品の価格を明確に記載すること。

特別検査職員任命簿

国立大学法人群馬大学長

- 1 あなたに、国立大学法人群馬大学契約事務取扱規程第46条第2項の規定により下表に定める事務の範囲において特別検査職員を命じます。
- 2 任期は、任命日より当該検査の対象となった契約満了までとします。
なお、検査の内容等については、下表に指定する契約担当職員及びその補助者の指示に従ってください。
- 3 あなたは、国立大学法人群馬大学会計事務取扱規程第60条第5号の規定による会計機関等となり、国立大学法人群馬大学会計規則第64条に規定する義務と責任を負うこととなります。
- 4 あなたは、これらのことと確認の上、押印してください。

(学部等名)

検査の対象となる契約の表示及びその事務の範囲	
○○○○システム 1式 (契約の給付完了の確認のための検査事務)	

特別 <u>検査</u> 職員 職名・氏名	契約担当役補助者名	任命年月日	本人 確認印	補助者 確認印
(記入例) ○○○長 群馬太郎	契約担当役補助者 ○○○○長	平成○年○月○日	印	印

(注)

- 1 下線部は、監督職員の場合にあっては「監督」に置き換えるものとする。
- 2 契約担当役補助者は、国立大学法人群馬大学会計事務取扱規程第3条第4項に規定する事務部の長とする。
- 3 この様式により難いものについては、必要に応じて適宜の様式によることができる。

国立大学法人群馬大学会計規則（抜粋）

(会計機関の義務及び責任)

第64条 各会計機関（各会計機関からその処理すべき事務の範囲を明らかにした書面によりその補助者として当該事務を処理することを命ぜられた職員を含む。）及び第57条第3項の規定に基づき契約に係る監督又は検査を行うことを命ぜられた役員又は職員（以下「会計機関等」という。）は、本学の財務及び会計に関して適用又は準用される法令並びにこの規則に準拠し、かつ、予算の定めるところに従い善良な管理者の注意をもって、それぞれの職務を行わなければならない。

- 2 各会計機関等は、故意又は重大な過失により前項の規定に違反して本学に損害を与えた場合には、その損害を弁償する責に任じなければならない。

別紙第17号様式

検査調書

工事又は製造等請負の表示

契約年月日 平成 年 月 日

履行行期限 平成 年 月 日

しゅん功（完了）年月日 平成 年 月 日

請負者住所氏名

上記工事等の検査をしたところ、契約事項に相違ないことを確認した。

平成 年 月 日

検査職員 所属学部等・職・氏名

印

契約担当役

国立大学法人群馬大学事務局長 氏名 殿

別紙第18号様式

検査調書

物品名等

数量

契約年月日 平成 年 月 日

履行期限 平成 年 月 日

履行年月日 平成 年 月 日

納入者等住所氏名

上記物品等の検査をしたところ、契約した物品等と相違ないことを確認した。

平成 年 月 日

検査職員 所属学部等・職・氏名 (印)

(立会職員 所属学部等・職・氏名 (印))

※必要に応じ立会職員に立ち会わせること。

契約担当役

国立大学法人群馬大学事務局長 氏 名 殿

別紙第19号様式

(支出契約、即支出決定) 決議書

会計年度	
担当部門	
担当者	

取引番号
伝票日付
手続日

決裁者	決 裁 欄

契約件名				契約部門		契約担当者			
契約番号				受入部門		受入担当者			
契約種別									
契約方法				出納部門					
契約日				支払方法					
				支払締め					
受入期日				金融機関-店舗					
支払期日				口座情報					
契約の相手方	契約債主コード			支払先	支払債主コード				
契約金額	税抜き価格		消費税額						
支払金額									
伝票備考				受入備考					